

家族円満に進めるための
遺言と遺産分割

相続・贈与相談センター 赤坂支部
アイリス税理士法人

相続・贈与相談センターのご紹介



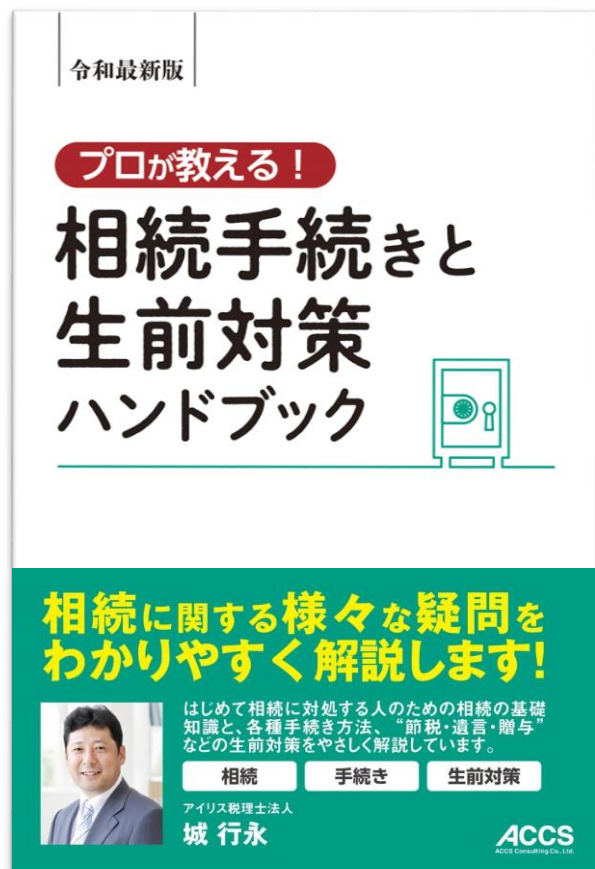
相続・贈与相談センターは
全国100地域の加盟会計事務所と
相続コンサルタントにより
構成された全国組織です。

個人と社長の相続や事業承継の
悩みに対応できる地域ナンバー1
事務所を目指しております。

各士業や企業との連携により、
税法・不動産・保険等、相続・贈与に関する
ワンストップサービスが受けられます。

書籍出版のご案内について

2021年9月に当事務所の代表税理士・城行永が共著した書籍が出版されました。相続の基礎知識や手続き、税金対策や新しく改正施行された法律などをご紹介します。ご興味お持ちでしたらお送りいたしますので、ぜひ、ご連絡いただくと幸いです。



令和最新版 プロが教える!

相続手続きと 生前対策ハンドブック

4つのポイントでやさしく解説しています!

- 相続の基本を知ろう
- 相続トラブル事例
- 事前に確認しておきたい相続後の各種手続き
- 失敗しない生前対策

目次

【 第 1 章 】 近年の相続事情と相続対策の基本

【 第 2 章 】 遺言とは

【 第 3 章 】 遺産分割とは



近年の相続事情と相続対策の基本

近年の相続事情と相続対策の基本

近年の相続問題 & 相続対策の基本を抑えよう

- ① 超高齢化社会へ突入（相続人が高齢になってきている）
- ② 保有財産やライフスタイルの多様化による価値観の変化
- ③ 所有財産の多い少ないは関係なく「争続」が年々増加している
- ④ 事業承継税制、相続法など大きな改正がある



- A 相続人は誰で、財産は何があるのか確認することからスタート
- B 相続税の対象かどうか？の確認をしましょう
- C 相続税対策若しくは納税資金の準備
- D 財産の承継について考える（遺言・民事信託の活用）

だれが相続人になるのか？

① 配偶者（常に第1順位）

※ 戸籍上の配偶者であって、
事実婚は含まれません。

② 下記の順位 第1順位) 子

(子が死亡していれば孫：代襲相続人)

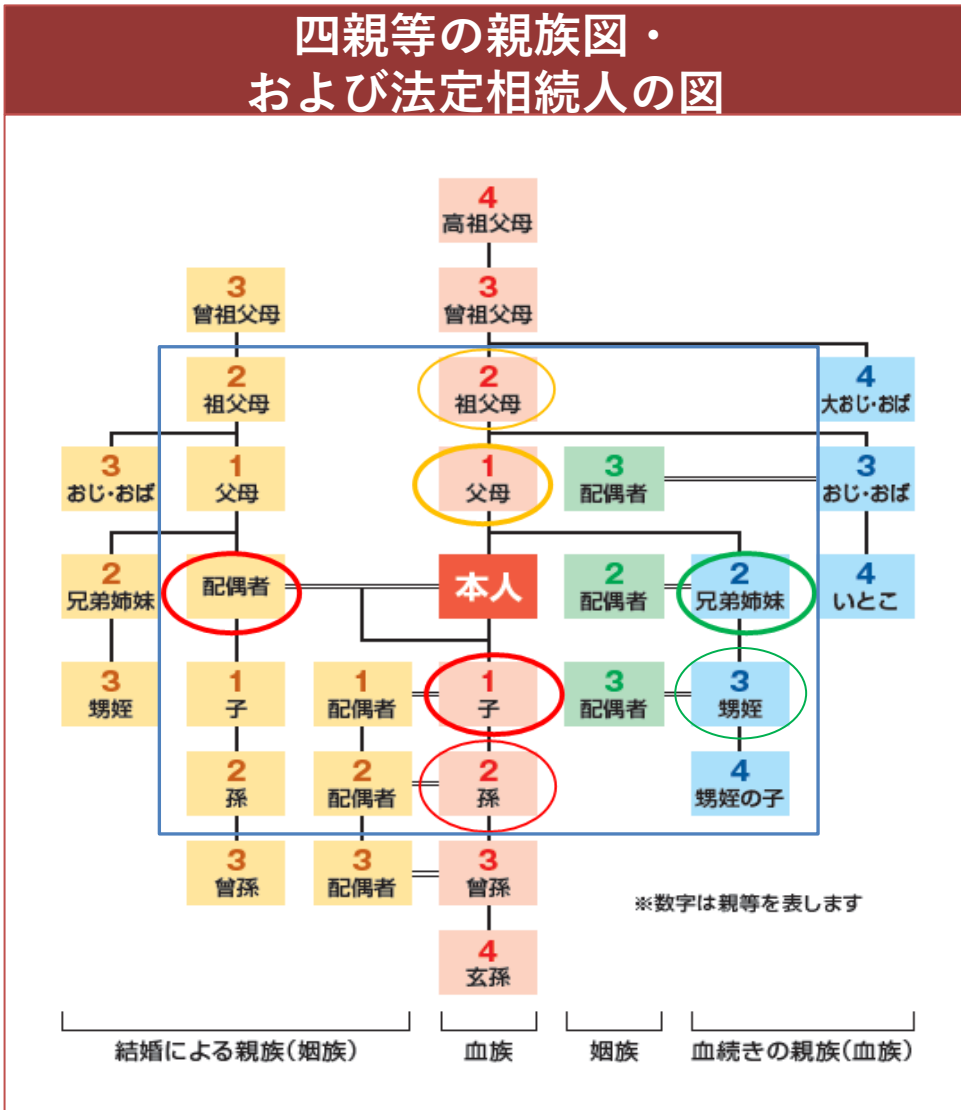
第2順位) 直系尊属

(両親・養親・祖父母)

第3順位) 兄弟姉妹

(死亡していればその子：代襲相続人)

法定相続人になれるのは、**配偶者と血族**です。同じ順位の人が複数いれば全員が相続人です。先順位の人が1人でもいれば、後順位の人には相続人になれません。



相続財産の把握

1. 不動産（土地・建物）

- ① 登記済権利証
→ 登記事項証明書
- ② 評価証明書
→ 役所の固定資産税課
- ③ 納税通知書など

2. 現金・預貯金・有価証券・保険

- ① 通帳、証書、証券
→ 死亡日現在の残高証明書
- ② 有価証券（株式、公社債、投資信託等）
→ 銘柄別の明細書
- ③ 生命保険・損害保険
→ 各種明細書・証明書・計算書など
- ④ ネットバンキング、電子化証券
→ IDの確認 取引明細・ブックマーク

3. 債務（借入金・未払い金など）

- ① 金銭消費貸借契約書
→ 保証人・連帯保証人の確認
- ② 返済予定表
- ③ 未払明細書
→ 死亡後に支払った医療費
未納公租公課等
- ④ 貸地、貸家の敷金・保証金

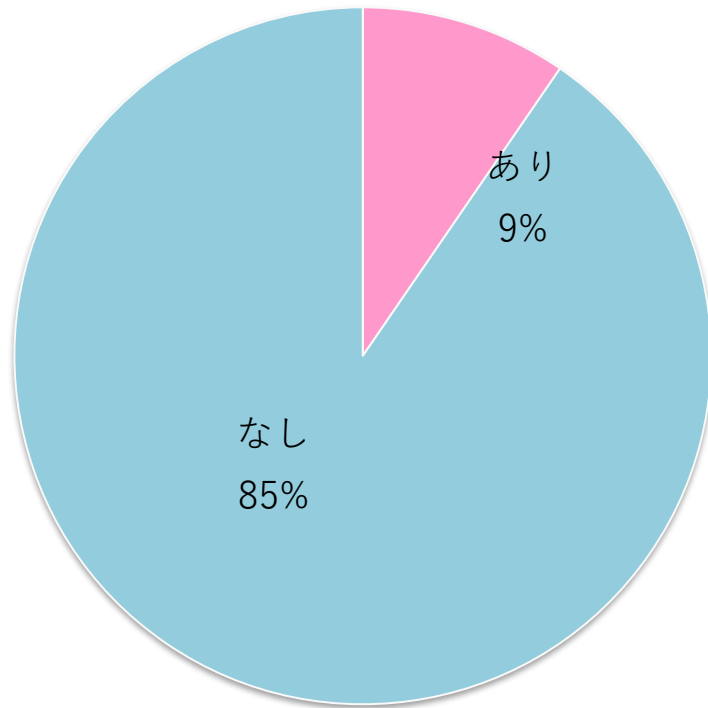
4. その他

- ① 貸金庫の有無
- ② 葬儀費用の明細書、領収書
- ③ 書画骨董品の明細
- ④ 手元現金、電話加入権、ゴルフ会員権、家財などの明細
- ⑤ 給与の明細、退職金、弔慰金の明細
- ⑥ 相続開始前3年前に贈与された贈与額
- ⑧ 被相続人の家系図、略歴書
- ⑨ 遺言書、遺産分割協議書の写しなど

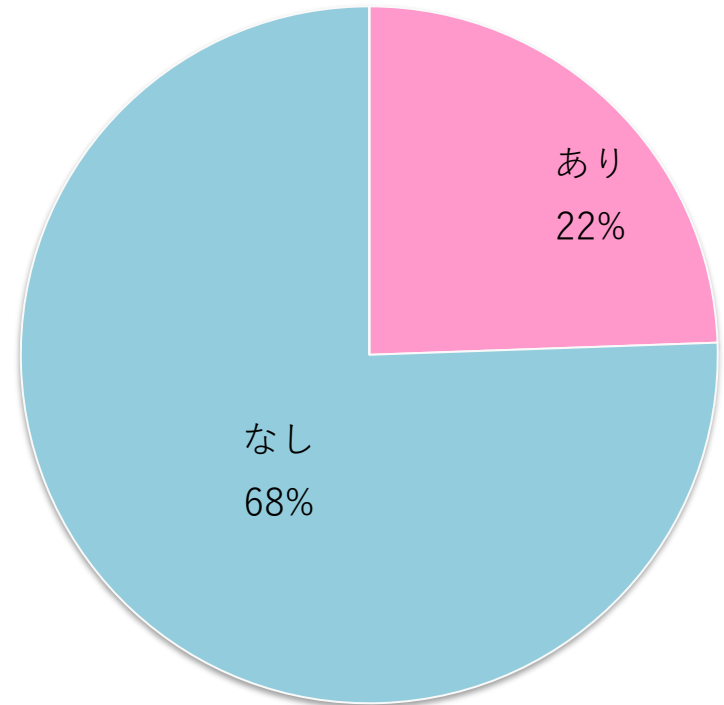
遺言とは

Q. これはなにを表しているグラフでしょうか？

課税価格が1億円未満の人



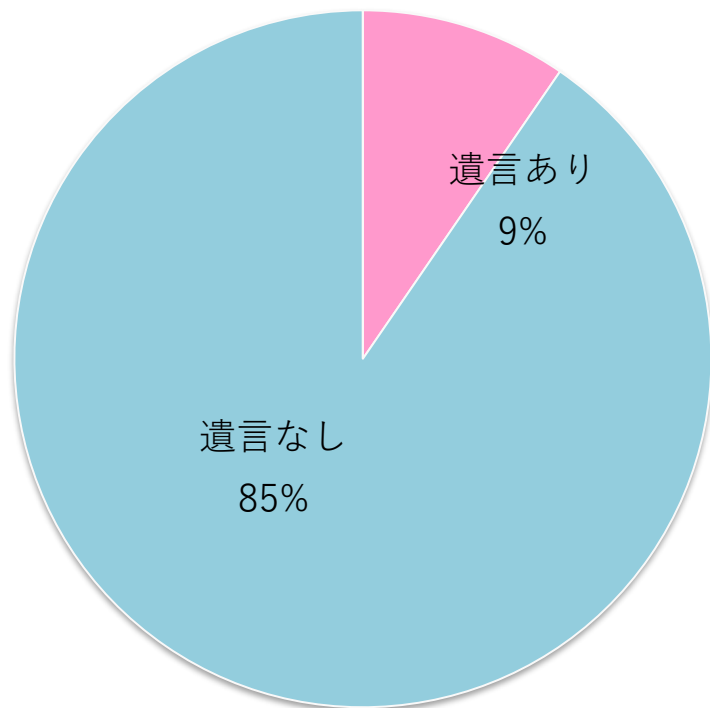
課税価格が1億円以上の人



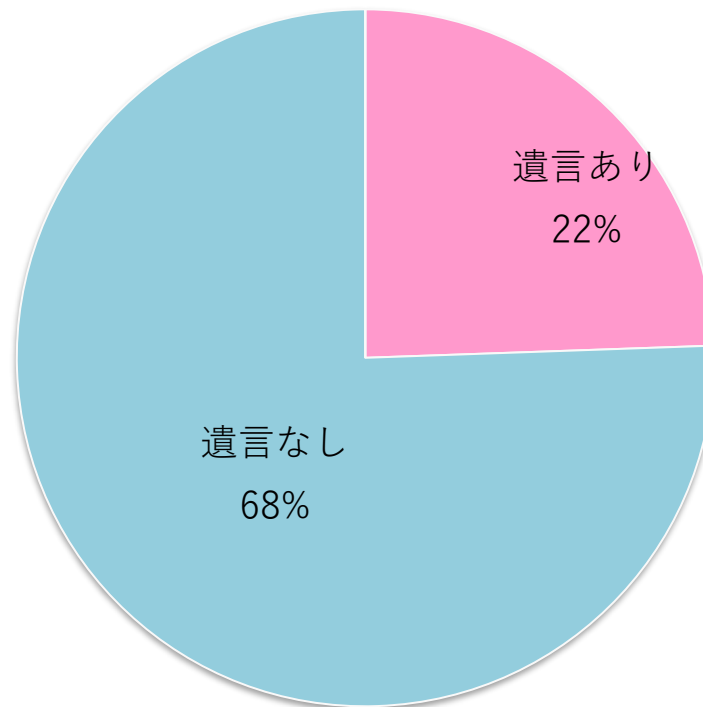
A. 遺言の有無について

遺言の有無（2016年）

課税価格が1億円未満の人



課税価格が1億円以上の人



円満な相続のために遺言を活用しましょう！①

Q なぜ「遺言」を活用するのか？

A 相続トラブルの主な原因が「**遺産分割**」にあるからです

相続財産の分割方法

① 指定分割

遺言により分割内容を指定。遺産分割協議に優先。

② 遺産分割協議

相続人全員の話し合い（合意）により分割

③ 調停

遺産分割協議が調わない場合、家庭裁判所に申し立て

※ 申告期限までに分割協議が調わないと、税務上の「配偶者控除、小規模宅地の減額特例」等が受けられません



「争族」にならないために！円満な遺産分割のためには**遺言を活用**！

円満な相続のために遺言を活用しましょう！②

遺言対象者チェックシート

- 年齢65歳以上
- 会社、家業、農業経営者
- 地主、複数の不動産所有者
- アパート・マンションなどの賃貸物件を所有している
- 借入金がある
- 相続税を心配している
- 財産の大半を配偶者に残したい
- 妻や子たちの実態に見合った遺産の分け方を決めておきたい
- 自宅など財産が分けにくい
- 子のない夫婦
- 再婚で先妻の子・後妻の子がいる
- 子供達の仲が悪い
- 経済的に援助したい子がいる
- 障害のある子や病弱な家族がいる
- 配偶者・子がない
- 相続人以外の人にも遺産の一部を与えたい
- 祖先の祭祀の主宰者を指定しておきたい
- 社会のために寄付をしたい
- 相続手続きにつき、妻・子らに負担をかけないよう「遺言執行者」を指定し、安心しておきたい

遺言の種類

	公正証書遺言	自筆証書遺言
概要	公証人役場で、2名の証人の前で遺言内容を公証人に申し述べ、公証人が遺言書を作成する。	自筆で遺言書を作成し、日付、氏名を記入の上、押印する。
メリット 	<ul style="list-style-type: none">・公文書としての効果を持つ。・家庭裁判所での検認手続が不要・原本は公証役場に保管されるため、偽造や紛失のおそれがない	<ul style="list-style-type: none">・手軽でいつでも書くことができる・費用がかからない・誰にも知られずに作成できる・法務局で預かってくれる (2020年7月10日より)
デメリット 	<ul style="list-style-type: none">・証人が2名必要・費用がかかる	<ul style="list-style-type: none">・形式不備で法的に無効になりやすい・紛失や偽造・変造のおそれがある・家庭裁判所での検認手続が必要(法務局で預けてある場合は不要)

自筆証書遺言

遺言書の検認と開封

遺言書の保管者や遺言書を発見した相続人は、相続の開始を知った後、遅滞なくその遺言書を家庭裁判所に提出して、その検認を請求しなければなりません（民法1004《遺言書の検認》①）。

公正証書による遺言は、公証人によって公の記録が残されていますので、検認の手続をする必要はありません（民法1004②）。

また、封印のある遺言書は、家庭裁判所において相続人又はその代理人の立会いをもってしなければそれを開封することができないことになっています（民法1004③）。

（注）検認は検証ないし証拠保全手続であり、実質的な遺言内容の真否や効力の有無を判定するものではありません。したがって、検認の手続を経た遺言書でも、後にその効力を争うことは可能ですし、逆に検認手続を経ないからといって、遺言書の効力が左右されるものではありません。

※自筆証書遺言の法務局預かり制度を利用すれば、検認の必要が無くなります。詳しくは専門家にご相談ください。

遺言 110番目

遺言者田中太郎は今の遺言執行者としてのより長年相続人。

一、遺言者田中太郎はその所有に係る左記不動産を北海道

札幌市厚別区上野幌一条二丁目四番三号田中太郎に相続
人となす。

記

(一)北海道札幌市厚別区上野幌一条二丁目四番三号

宅地 二四七・七六平方メートル

(二)同所同番号

家屋番号四番三号

木造スレート屋根タキ鋼筋コンクリート二階建各戸一棟

一階 四五・五六平方メートル

二階 三三・四七平方メートル

二、北海道札幌市中央区南一条西十四丁目四弁護山田二郎

を遺言執行者に指定する。

以上の遺言は遺言者の自らの意思で書かれたものである。

日付および氏名を自書して捺印する。

平成二十八年四月十三日

北海道札幌市厚別区上野幌一条二丁目四番三号

遺言者 田中太郎



公正証書遺言

遺言書作成の順序 (民法969)

- ① 遺言にあたっては、2人以上の証人が立ち会うこと（未成年者その他の無能力者やその遺言についての利害関係人などは証人になることができません（民法974《証人及び立会人の欠格事項》））
- ② **遺言者が遺言の趣旨を公証人に口授**（遺言者が口がきけない者である場合には遺言者は公証人及び証人の前で遺言の趣旨を通訳人の通訳により申述又は自書）すること
- ③ 公証人が遺言者の口述（遺言者が口がきけない者である場合には、通訳人の通訳による申述又は自書）を筆記し、これを遺言者及び証人に読み聞かせ又は閲覧させること
※遺言者が耳が聞こえない者である場合には、通訳人の通訳により遺言者又は証人に伝えることで読み聞かせに代えることができます。
- ④ 遺言者及び証人が筆記の正確なことを証人した後、各自これに署名し、印を押すこと。ただし、遺言者が署名することができない場合は、公証人がその事由を付記して、署名に代えることができます
- ⑤ 最後に公証人が、その証書は上記に掲げた方式に従って作ったものである旨を付記して、これに署名し、印を押すこと

公正遺言作成のスケジュール

① 事前のご相談

(どなたに、何を遺したいのか要望をヒアリングします)



② 遺言公正証書の文案作成



③ 公証役場にて公正証書遺言を作成

※ここで作成は完了

(証人2名の引き受け)



④ 遺言書正本の保管と管理



⑤ 遺言書の定期的な確認及び変更がある場合は書き換え

遺言の撤回

遺言の撤回

- 前の遺言を撤回する遺言によって、遺言者はいつでも前の遺言を撤回することができます
- 前の遺言と抵触する遺言があれば、抵触する部分は前の遺言が撤回されたものとみなされます
- 遺言をした後に、遺言の目的物を他人に売却したり贈与した場合にはその抵触した部分については撤回したものとみなされます
- 遺言者が故意に遺言書を破棄した場合には、破棄された部分の遺言については撤回されたものとみなされます
- 遺言者が遺贈の目的物を故意に破棄した場合には、その目的物については遺言は撤回されたものとみなされます

死因贈与

死因贈与契約の有効活用（遺言と同じ効果）

死因贈与契約書	
<p>贈与者 ●●● と受贈者 ●●● は、次の通り死因贈与契約を締結する。</p> <p>第1条 平成25年7月20日、贈与者 ●●● は、下記記載の株式を受贈者 ●●● に対し無償で贈与することを約し、受贈者 ●●● はこれを受諾した。</p> <p>【建物の表示】</p> <p>札幌市中央区南1条西10丁目100番地1 共同住宅 鉄筋コンクリート造陸屋根4階建</p> <p>第2条 本件贈与は贈与者の死亡を停止条件として効力を生じ、かつ贈与物件の所有権は当然受贈者に移転する。</p> <p>第3条 贈与者は下記の者を死因贈与の執行者に指定する。</p> <p>住所 北海道札幌市厚別区上野幌1条2丁目4番3号 氏名 あすか税理士法人 税理士 川股 修二</p>	<p>当事者は、この死因贈与契約の締結を証するため、ここに署名・捺印する。</p> <p>平成25年7月20日</p> <p>住所 北海道札幌市中央区南1条西10丁目10番 氏名（贈与者） 印</p> <p>住所 北海道札幌市中央区北1条西5丁目1番 氏名（受贈者） 印</p> <p>住所 氏名（立会人） 印</p>

遺言分割協議書に織り込

「遺留分」とは・・・

一定の相続人には、最低限の相続分として「遺留分」が認められている。（民法第1028条 他）

遺留分権利者

配偶者・子・父母（兄弟姉妹には遺留分はない）

遺留分減殺請求

遺留分が侵害されている場合に、財産を取得した他の相続人に対して遺留分を請求する方法。

相続開始及び侵害されていることを知った時から1年以内にもしくは相続開始から10年以内に請求することが必要。

遺言を書くときは、遺留分に配慮することが必要です！

2019年度改正のポイント



財産目録はパソコンで作成も可能に！
(2019年1月13日より施行)

従来はこの方式のみ

仏壇・金庫などで保管



遺言書



検認 (裁判所)

(2020年7月10日より施行)

新制度

保管の申請も可能

法務局 (遺言書保管所)

原本保管

画像データ化

死亡後

相続開始後に
遺言書の写し
の請求・閲覧
が可能

遺言書
の写し

検認不要

相続人

通知

他の相続人

相続人の一人に
遺言書の写しを
交付したとき、
または閲覧させ
たとき他の相続
人に遺言書が保
管されているこ
とを通知

【税金への影響】

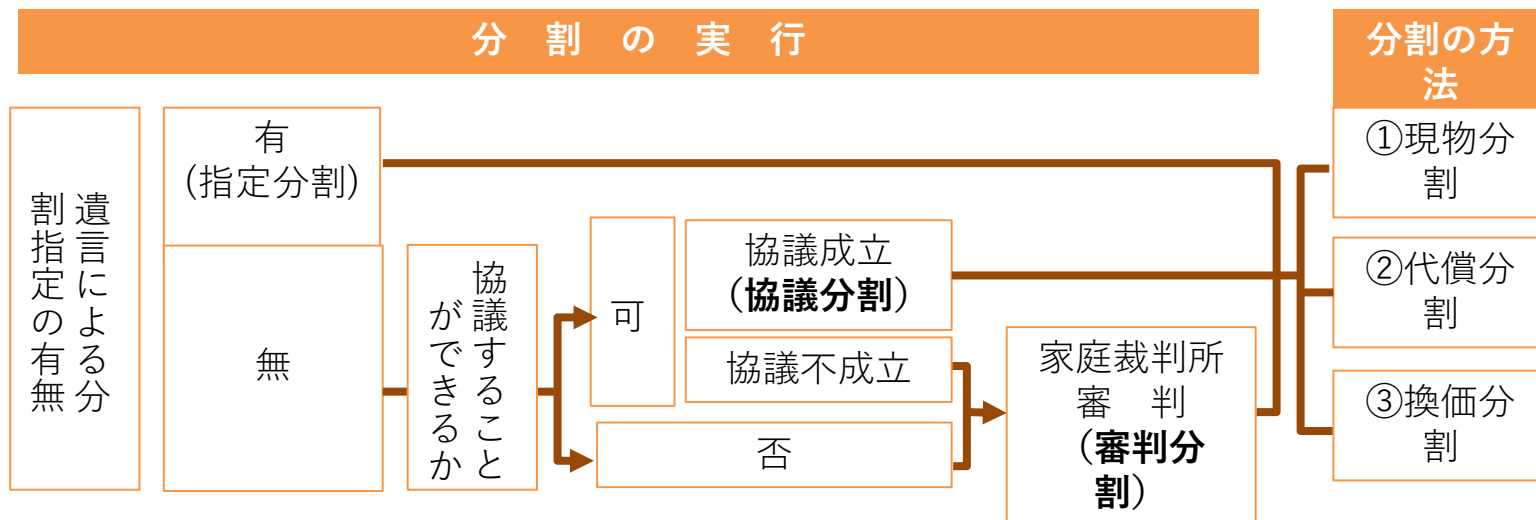
特に影響無し

遺言書作成時のポイント

- ① 可能な限り全ての財産を対象にする。
- ② 遺留分に配慮する。
- ③ 不動産の相続は共有は避ける。
- ④ 相続税がかかる場合は納税を配慮する。
- ⑤ 遺言書の保管を決めておく。
- ⑥ 円滑な承継のために遺言執行者を決めておく。
- ⑦ 自筆証書より公正証書で作成する。

遺産分割とは

遺産の分割



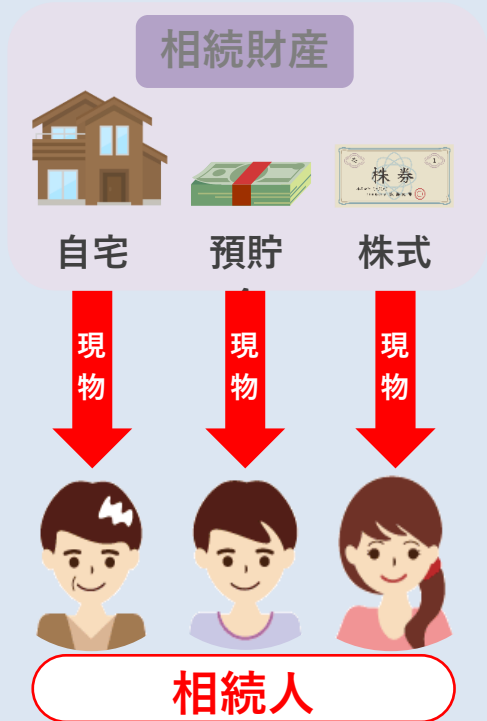
分割の方法	内 容
現物分割 〔民法258②〕	遺産を現物のまま分割する方法で、分割の原則的方法
代償分割 〔家事事件手続法 第195条〕	共同相続人の一人又は数人が相続により財産の現物を取得し、その現物 を取得した者が他の共同相続人に対し債務を負担する分割の方法
換価分割 〔家事事件手続法 第194条 家事事件手続規則 第103条〕	共同相続人の一人又は数人が相続により取得した財産の全部又は一部を 金銭に換価し、その換価代金を分割する方法

遺産分割とは

遺産分割には3つの方法がある

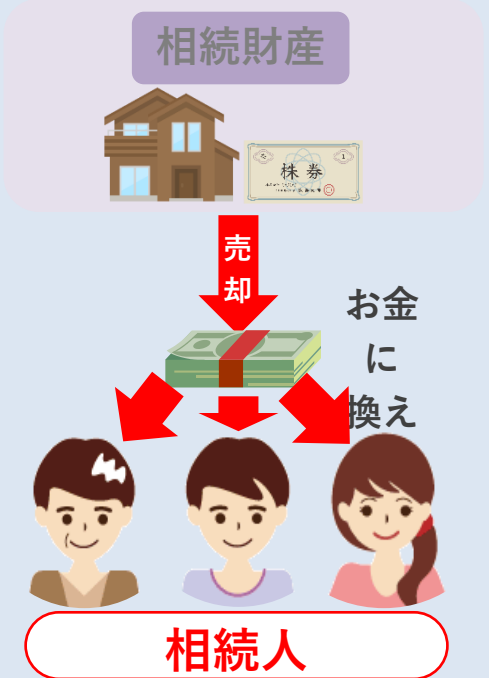
現物分割

自宅は妻、預貯金は長男、株式は長女など、相続財産をそのままの形で分ける。



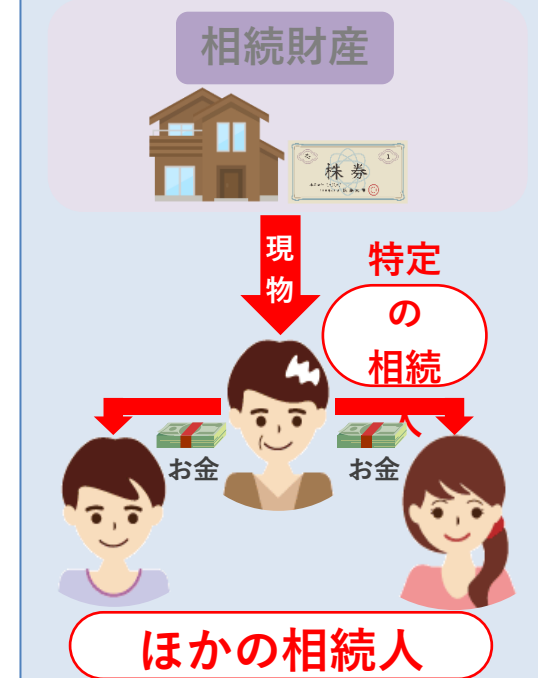
換価分割

相続財産の一部または全部を売却して、売却で得たお金を分ける。なお、売却益には所得税がかかる。



代償分割

ある相続人が相続財産をそのまま取得、その相続人がほかの相続人に相続分に見合ったお金を支払う。



遺産分割協議書

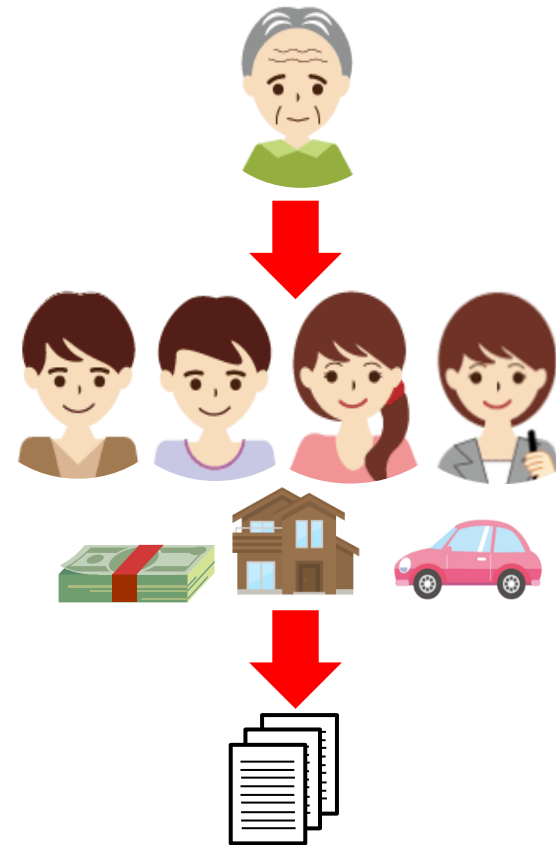
作成過程

相続人の確定

遺産の範囲・内容の確定

遺産目録の作成

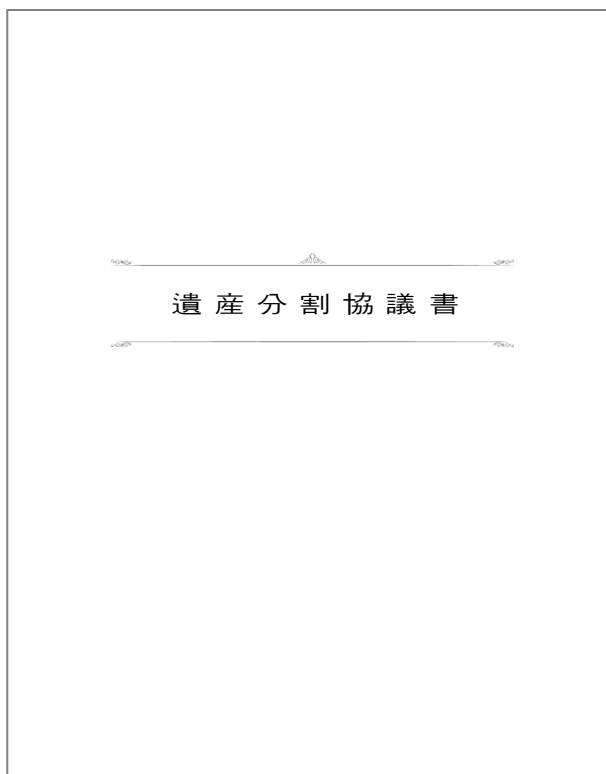
遺産分割協議（具体的相続分の確定）



遺産分割協議書

遺産分割協議書とは

相続人全員が参加して遺産分割協議を行った後、そこで決まった分割案を文章にして書きとめたもの



遺産分割協議書			
被相続人	最後の住所		
氏名	あすか 太郎	死亡年月日	平成27年6月19日
被相続人 あすか 太郎 の遺産については、同人の相続人の全員において分割協議を行った結果、各相続人がそれぞれ次のとおり遺産を分割し、取得することに決定した。			
相続人の表示			
配偶者	長女	次男	次女
協議の内容			
1. 次の財産は、相続人 配偶者 が取得する。			
(1) A不動産	2,000.00㎡	持分100000	
(2) B不動産	持分5000000分の2500001		30株
(3) 三井物産に対する貸付利息			
3. 次の財産は、相続人 次男 が取得する。			
(1) A不動産	2,000.00㎡	持分100000	
(2) B不動産	持分5000000分の833333		
(3)	10株		
(4) あすか銀行	金8,333,333円		
(5) 三井物産に対する貸付利息			
4. 次の財産は、相続人 次女 が取得する。			
(1) A不動産	2,000.00㎡	持分100000	
(2) B不動産	持分5000000分の833333		
(3)	10株		
(4) あすか銀行	金8,333,333円		
(5) 三井物産に対する貸付利息			

遺産分割協議書（代償分割）

遺産分割協議書

被相続人甲（昭和○年○月○日生）の令和○年○月○日死亡により開始した相続の共同相続人である A、B の間で次の通り遺産分割の協議をした。

1. 相続人 A は以下の財産を相続する。

所在 ○○市栄根二丁目

地番 ○番○

地目 宅地

地積 200㎡

所在 ○○市栄根二丁目○番地○

家屋番号 ○番○

種類 居宅

構造 木造瓦葺平家建

床面積 200㎡

2. 相続人 A は、**第一項に記載の遺産を取得する代償として**、B に対し、金 1, 500 万円を令和○年○月○日までに支払うものとする。

令和○年○○月○○日

全相続人の住所・氏名を記載、実印で押印

共有分割

相続した土地を共有する場合、およそ次の3つのパターンがあります。

1. 善意によって土地を共有するケース

これは、相続人相互の関係が良好で、民法に定められた法定相続分通りに遺産分割を行うのが、最も公平でトラブルがないと全員が思っている場合です。

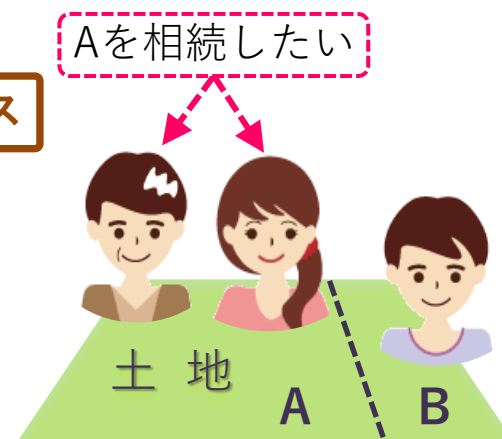


2. 利用方針が決まっていない土地を共有するケース

このケースの多くは「当面は利用方針も決まっていないから」などの理由で共有するのですが、不動産を取り巻く環境は流動的です。遺産相続分割時点で問題がなくても、将来にわたって大丈夫という保証はありません。

3. 相続人（特に子供）が複数いるために土地を共有するケース

これは、遺産が被相続人の居住用の土地・建物だけで、分割できる大きさではないのに、相続する子供が複数の場合です。特に、被相続人と同居している子供に対して、同居していない兄弟の相続権に関する権利意識が強い場合などに多く見られます。



共有分割

提出期限までに遺産が未分割の場合のデメリット

1. 配偶者の税額軽減が適用されない

法定納期限にいったん税金を納付することになります（3年以内に分割協議が成立したら、「還付請求申告書」による更正の請求を行えば、納付税額の還付を受けることができます）。

2. 物納予定財産が未分割の場合、物納が許可されない

物納予定財産が未分割ということは、相続人全員の共有とみなされ、管理又は処分をするのに不相当と認められ（相法42(2)、相基通42-2）、物納は認められません。ただし、共有者全員が持分の全部を物納する場合は除きます。

3. 納税猶予の特例の不適用

納税猶予の対象となる農地等は、相続税の申告期限までに分割されていることが必要であり、未分割の場合は、納税猶予の特例が適用されないこととなります。

4. 小規模宅地等の課税の特例の不適用

平成6年1月以降の小規模宅地等の特例の適用に当たっては、当該宅地を取得した相続人に対する要件も付加されました。したがって、遺産が未分割の場合には、この特例の適用が受けられなくなりました。ただし、申告期限後3年以内に分割された場合には、更正の請求書を提出することにより特例の適用を受けることができます。

相続は専門家に相談しましょう

本日はご紹介した例はあくまでも一例です。
相続は税制面でも人間関係でも予想以上に問題になりやすい
ので、「自分たちは大丈夫」と思わずに一度専門家への相談
をしましょう。



税理士は、相続の問題を親身に解決する
身近な相談役です

「まずは相談を！」

お問い合わせ先

お電話でのご相談・ご質問はこちら

東京事務所




03-5436-3737

福岡事務所



092-733-1840

 相続・贈与相談センター®
アイリス税理士法人

お気軽にご相談ください。